

# 一般社団法人須坂市体育協会 定款

## 第1章 総 則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人須坂市体育協会と称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を長野県須坂市に置く。

### (目的)

第3条 この法人は、スポーツを振興し、市民の体力の向上と、アマチュア・スポーツ精神の高揚をはかることと、青少年の福利厚生及び精神的・身体的・社会的自立のための支援事業を行うことを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) アマチュア・スポーツ精神の徹底をはかるための事業
- (2) 市民の体力向上及び競技者の競技力の向上をはかるための事業
- (3) 加盟団体の強化発展と相互の連絡調整及び親睦
- (4) 市民体育大会、講習会の開催及び援助
- (5) スポーツに関する施設（設備）の充実を図るため、市との連携
- (6) 国内及び県内スポーツ大会行事への協力及び役員、選手の派遣
- (7) スポーツ少年団の育成
- (8) スポーツに関する表彰
- (9) 公共施設の管理・運営
- (10) 前各号に附帯又は関連する事業

### (公告)

第4条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第2章 会 員

### (会員)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

### (入会)

第6条 この法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

2 この法人の賛助会員になろうとする者は、別に定める入会申込書により申し込みなければならない。

**(会費)**

第7条 会員は、別に定めるところにより、会費を納入するものとする。

2 既納の会費は、その理由のいかんを問わず、これを返還しないものとする。

**(退会)**

第8条 会員が退会しようとするときは、書面によりその旨を理事長に申し出る  
ことにより、任意にいつでも退会することができる。

**(除名)**

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該  
会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

**(会員資格の喪失)**

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときはその資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が解散したとき。

## 第3章 総会

**(構成)**

第11条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

**(権限)**

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準及び会費の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 各事業年度の事業報告と決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散、残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

**(開催)**

第13条 総会は、定時総会として毎年事業年度終了後2カ月以内に開催するほか、  
必要がある場合に臨時総会を開催する。

**(招集)**

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代  
表理事が招集する。

2 総正会員の議決権の3分の1以上の議決権を有する正会員は、代表理事に  
対して総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集を請求するこ  
とができる。

**(議長)**

第 15 条 総会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事に事故等による支障があるときは、その総会において、他の理事の中から議長を選出する。

**(議決権)**

第 16 条 総会における議決権は、正会員（加盟団体）1 名につき 1 個とする。

**(決議)**

第 17 条 総会の決議は、総正会員（加盟団体）の議決権の過半数を有する正会員（加盟団体）が出席し、出席した当該正会員（加盟団体）の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総正会員（加盟団体）の半数以上であって、総正会員（加盟団体）の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項のみ、書面をもって決議し、又は他の正会員に決議を委任することができる。この場合は出席したものとみなす。

**(議事録)**

第 18 条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成し、議長及び議長が指名した議事録署名人 2 名以上がこれに署名押印しなければならない。

## 第 4 章 役員

**(役員の設定)**

第 19 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 20 名以上 40 名以内
- (2) 監事 1 名以上 2 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、5 名以内を副会長、1 名を専務理事、1 名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

**(役員を選任)**

第 20 条 理事及び監事は、総会の議決によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事並びに常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

**(理事の職務及び権限)**

第 21 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人の業務を執行する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

#### **(監事の職務及び権限)**

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

3 監事は、総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

#### **(役員任期)**

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

#### **(役員解任)**

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

#### **(報酬等)**

第25条 理事及び監事に対して、その職務の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

#### **(顧問及び参与)**

第26条 この法人に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、次の職務を行う。

(1) 会長の相談に応じること

(2) 理事会から諮問された事項について参考意見をのべること

4 顧問及び参与は無報酬とする。

#### **(専門委員会)**

第27条 この法人に、専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 専門委員会の委員は必要により理事会に出席して意見をのべることができる。

4 専門委員会規程は別に定める。

#### **(須坂市スポーツ少年団)**

第28条 この法人に須坂市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）を設けることができる。

2 本部について必要な事項は理事会の議決を経て会長が別に定める。

## 第5章 理事会

### (構成)

第29条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

第30条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) 規程の制定、変更及び廃止に関する事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、この法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

### (招集)

第31条 理事会は会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

### (議長)

第32条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

### (決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

### (議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

## 第6章 常任理事会

### (常任理事会の設置)

第35条 この法人の会務に関する事務を円滑に執行するため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常務理事をもって構成する。

### (常任理事会の権限)

第36条 常任理事会は、次の職務を行う。

- (1) 理事会の決議執行に関する事項
- (2) 理事会の審議事項の検討・準備
- (3) その他、会務の処理に関する事項

**(招集等)**

第 37 条 常任理事会の招集等については、第 31 条及び第 32 条を準用する。

## 第 7 章 会 計

**(事業年度)**

第 38 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

**(事業計画及び収支予算)**

第 39 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

**(事業報告及び決算)**

第 40 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

**(基金)**

第 41 条 この法人の会務執行のため、「スポーツ振興資金積立基金」の設置をする。

2 「スポーツ振興資金積立基金」の規程は別に定める。

**(剰余金の処分制限)**

第 42 条 この法人は、会員その他の者に対し剰余金の配分をすることはできない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散

**(定款の変更)**

第 43 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

**(解散)**

第 44 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

**(残余財産の帰属)**

第 45 条 この法人を清算する場合において有する残余財産は総会の決議を経て、長野県須坂市に贈与するものとする。

## 第 9 章 事務局

**(事務局)**

第 46 条 この法人の事務を処理させるため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他必要な職員を置く。

3 事務局長及び職員は会長が任免する。

4 事務局規程は別に定める。

#### (個人情報保護)

第 47 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護については、須坂市個人情報保護条例を準用する。

## 第 10 章 附 則

#### (最初の事業年度)

第 48 条 この法人の最初の事業年度は、この法人の設立の日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

2 この法人は、須坂市体育協会を包括して承継し、全事業・人員を含むその債権・債務の一切を引き継ぐ。

#### (設立時の役員の名)

第 49 条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	傳田明康	菊池健造	原 信行	永藤 聡	北島邦造
	小山弘子	湯本正利	宮崎利夫	大澤敏志	吉澤康幸
	黒岩 久	宮崎貞夫	清田繁夫	牧 孝道	神津明男
	竹前晴夫	北澤正啓	湯本剛文	島田 誠	小林公幸
	関谷 明	田中光昭	中村雅明	神山修司	静谷安廣
	清水弘一	荒木博子	宮本泰也		
設立時監事	山岸正芳	渡邊利夫			

#### (設立時代表理事の住所及び氏名)

第 50 条 この法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所 (住所省略)

設立時代表理事 傳田明康

#### (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

第 51 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

傳田明康 住所 (住所省略)

菊池健造 住所 (住所省略)

原 信行 住所 (住所省略)

永藤 聡 住所 (住所省略)

#### (定款に定めのない事項)

第 52 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に定めるところによる。

以上のとおり、一般社団法人須坂市体育協会設立のため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士宮澤金藏は、電磁的記録である本定款を作成し、これに電子署名をする。

平成29年3月1日

設立時社員 傳 田 明 康

設立時社員 菊 池 健 造

設立時社員 原 信 行

設立時社員 永 藤 聡

上記設立時社員4名の定款作成代理人  
(住所省略)

司法書士 宮 澤 金 藏



(定款第3条第8号関係)

## 一般社団法人 須坂市体育協会表彰規程

第1条 本会定款第3条第8号の表彰を行うため、この規程を定める。

第2条 本会は、スポーツ振興に功績のあった次の各号に該当する個人又は団体を表彰する。

(1) 社会体育関係職員で多年その役職に従事し、誠実、熱心に社会体育の振興に貢献した者

ア 同一団体で10年以上役職に就任し満40歳に達した者の中から特に貢献した者

(2) 競技会において特に優秀な成績を収めた者

ア 国民体育大会及び複数ブロック大会(北信越大会)以上の競技大会において

(イ) 入賞した個人又は団体

(ロ) 3年以上連続出場した個人又は団体

イ 国際的競技会において特に優秀な成績を収め、他の模範となる個人又は団体

ウ 上記以外の競技大会においても前各号に準じ、ジュニア(小・中学生)も含め、特に表彰に値すると認められる個人又は団体

(3) 前各号の他、社会体育の振興に関し特に表彰に値すると認められる者

第3条 表彰は毎年8月末日までに(第2条第2号に関しては競技会終了後)加盟団体代表者から本会会長に申請書(様式第1号)を提出するものとする。

第4条 表彰は、本会理事会において審議決定する。

第5条 表彰は、次のものを授与してこれを顕彰する。

表彰状及び功労賞(第2条第1号及び3号)

表彰状及び栄光賞(第2条第2号)

第6条 表彰の推薦は、財団法人日本体育協会、財団法人長野県体育協会及びその加盟団体又は関係行政機関に対してこれを行う。

附 則

この規程は平成29年4月3日から施行する。

(様式第1号)

# 表彰申請書

年 月 日

一般社団法人  
須坂市体育協会会長様

加盟団体名

代表者氏名

印

次の者は、一般社団法人須坂市体育協会表彰規程第2条 号 ( ) の規定に該当すると認められますので申請します。

表彰の種類	1. 功 労 賞		2. 栄 光 賞	
	ふりがな 氏 名	生 年 月 日	明・大・昭・平  年 月 日  8/31 (満 歳)	
住 所				
職 業				
功 績 概 要				

## 一般社団法人 須坂市体育協会表彰候補者推薦（基準）内規

### I 表彰候補者の推薦

- ①須坂市民及び、本会又は加盟団体に所属している個人
- ②須坂市民が過半数で結成されたチームで本会又は加盟団体に所属している団体
- ③その他、特に本会、加盟団体発展のため尽力し、理事会で推薦した個人又は団体

#### (1) 功労賞（第2条第1号及び第3号関係）

- ①本会へ加盟後10年以上で、かつ加盟団体に10年以上所属し、満40歳以上の者で特に功績のあった個人
- ②本会の会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、監事を通算3期6年以上務め、特に功績のあった者
- ③本会の代議員を通算4期8年以上務め特に功績のあった者
- ④その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

#### (2) 栄光賞（第2条第2号関係）

- ①世界大会に出場した個人又は団体
- ②全国大会予選会の複数県ブロック大会（北信越大会）以上の競技会で入賞、または3年以上連続出場した個人又は団体

### II 表彰の推薦（第6条関係）

#### (1) 長野県及び長野県教育委員会表彰

- ①須坂市又は、長野県体育協会表彰を受けた満55歳以上の個人
- ②日本体育協会加盟競技団体の表彰を受けた個人又は団体
- ③その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

#### (2) 須坂市及び長野県体育協会表彰

- ①長野県体育協会加盟競技団体の表彰を受けた個人（55歳以上）又は団体
- ②その他、特に功績が大きく理事会で推薦した個人又は団体

以上、須坂市体育協会表彰規程の定めのあるほか、具体的事項について（基準）内規として定める。

### 附 則

この内規は、平成29年4月3日から施行する。

## 一般社団法人 須坂市体育協会市長表彰候補者推薦内規

- 第1条 本会の会長、副会長、専務理事、常務理事、及び監事を3期6年以上務めた者
- 第2条 各加盟団体の会長等の役職を20年以上（特に功績の有る者を除く。）歴任していることを基準とし、原則として60歳以上の者
- 第3条 その他特に功績が大きく、常任理事会で推薦した個人又は団体
- 第4条 国民体育大会に出場し、優勝した個人（監督、コーチ、マネージャー等の登録メンバーも含む）又は団体（選抜チームの場合須坂市該当者、個人も含む）

### 附 則

この内規は、平成29年4月3日より施行する。

(定款第5・6・7・8条関係)

## 一般社団法人 須坂市体育協会正会員規程

第1条 この規程は須坂市体育協会定款（以下「定款」という。）第5条、第6条、第7条及び第8条の規定により、正会員に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 定款第5条に定める正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体とする。

(1) 個人

①本会の会長、副会長

(2) 団体

①市内競技種目別体育団体（須坂市内在住又は在勤者による競技種目別の体育団体であること）

②地域、職場を代表する体育団体（須坂市内の地域及び職場を代表する体育団体であること）

③市内の学校を代表する体育団体（県高等学校体育連盟（地区）、県中学校体育連盟（地区）に加盟している高等学校及び中学校体育団体であること）

④その他の体育団体（社会体育推進の目的をもって組織され理事会において特に承認した体育団体であること）

第3条 定款第6条第1項の規程により、新たに入会しようとする個人又は団体は、次の書類を提出し、理事会の承認を得るものとする。

1 入会申込書（個人用は様式第1号、団体用は様式第2号）

2 会則又は規約（団体のみ）

3 役員名簿（団体のみ）

4 組織表（団体のみ）

5 前年度事業報告及び決算書（団体のみ）

6 当該年度事業計画書及び収支予算書（団体のみ）

第4条 加盟の承認を得た団体は、理事1名及び代議員1名を選出し、本会会長あてに報告するものとする。

第5条 正会員の会計事務は「正会員会計事務処理手引き」によるものとする。

第6条 正会員は、毎年5月末日までに会費を本会に納入しなければならない。

(1) 個人 5,000円

(2) 団体 10,000円

第7条 定款第8条の規定により退会しようとする個人又は団体は、次の書類を提出しなければならない。

(1) 退会届（個人用は様式第3号、団体用は様式第4号）

第8条 正会員が正会員でなくなったときは、事業の未執行分についての補助金は返還しなければならない。

附 則

この規程は平成29年4月3日から施行する。

(様式第1号)

## 入会申込書 (正会員 個人)

年 月 日

一般社団法人  
須坂市体育協会長 様

一般社団法人須坂市体育協会の目的に賛同し、定款第6条に基づき入会を申し込みます。

氏 名	⑩
住 所	
電話番号	
勤 務 先	

備 考

(様式第2号)

## 入会申込書 (正会員 団体)

年 月 日

一般社団法人  
須坂市体育協会長 様

一般社団法人須坂市体育協会の目的に賛同し、定款第6条に基づき入会を申し込みます。

団体名				団体人数	人
代表者	(ふりがな) 氏名	⑩	住所 TEL	〒 ( )	
	勤務先		住所 TEL	〒 ( )	

### 提出書類

- 1 会則又は規約
- 2 役員名簿 (役職名、氏名、住所、勤務先、TEL)
- 3 組織表
- 4 前年度事業報告及び決算書
- 5 当該年度事業計画及び収支予算書

(様式第3号)

## 脱会届 (正会員 個人)

年 月 日

一般社団法人  
須坂市体育協会長 様

この度、一般社団法人須坂市体育協会から脱会したく届出します。

氏 名

印

住 所

電話番号

勤 務 先

脱会の理由



(様式第4号)

## 脱会届 (正会員 団体)

年 月 日

一般社団法人  
須坂市体育協会長 様

この度、一般社団法人須坂市体育協会から脱会したく届出します。

団体名		団体人数	人
代表者	(ふりがな) 氏名	住所 TEL	〒 ( )
	勤務先	住所 TEL	〒 ( )

脱会の理由

(定款第5・6・7条関係)

## 一般社団法人 須坂市体育協会賛助会員規程

(目 的)

第1条 この規程は一般社団法人須坂市体育協会（以下「本会」という）の運営方針に基づく活動の充実を図るため、各種事業活動の推進に対して、支援の意思のある賛助会員について必要な事項を定める。

(賛助会員)

第2条 賛助会員（個人・法人）とは、本会の事業を賛助するため入会した者を言う。

2 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会発行物の提供（賛助会員名入り）
- (2) 本会が主催する講演会・研修会等の参加
- (3) その他会長が必要と認めるもの

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を本会へ納入するものとする。

- (1) 個人会員 年額一口 5,000円とし、一口以上
- (2) 法人会員 〃 10,000円とし、一口以上

2 脱会による返還は行わない。

(会費の使途)

第4条 前条の賛助会費は、本会が行う指導者研修会等のスポーツ振興事業及び記念事業など公的な目的事業に使用する。

(補 則)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

(定款第 27 条関係)

## 一般社団法人 須坂市体育協会専門委員会規程

(設 置)

第 1 条 本会定款第 27 条の規定に基づき須坂市体育協会専門委員会及び須坂市勤労青少年ホーム創造の家管理施設専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(名称、定数及び調査審議事項)

第 2 条 委員会の名称、定数及び調査審議事項は別表のとおりとする。

(役 員)

第 3 条 委員会に次の役員をおく。

委員長 1 名

副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は委員の互選による。

3 委員長は委員会を代表し会務を統括する。

4 副委員長は委員長を補佐し委員長事故あるときはその職務を代行する。

(委員長及び役員の任期)

第 4 条 委員長及び役員の任期は 2 年とする。但し欠員が生じた場合における補欠の委員及び役員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 議)

第 5 条 委員会は必要に応じ委員長が招集し委員長が議長となる。

2 委員会の議決は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(補 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

(別 表)

名 称	定 数	調 査 審 議 事 項
総 務 専 門 委 員 会	10 人 以 内	1 事業計画及び収支予算に関すること 2 諸規程の制定及び改廃に関すること 3 会長が指定した事項に関すること
体 力 向 上 専 門 委 員 会	10 人 以 内	1 スポーツの振興及び普及に関すること 2 体力向上に関すること 3 会長が指定した事項に関すること
競 技 力 向 上 専 門 委 員 会	25 人 以 内	1 選手、指導者、審判員等の育成強化に関すること 2 加盟団体等の育成強化に関すること 3 会長が指定した事項に関すること

須坂市勤労青少年ホーム創造の家

管 理 施 設 専 門 委 員 会	5 人 以 内	1 創造の家の運営に関すること 2 管理に関すること 3 館長が指定した事項に関すること
-------------------	------------	--

(定款第 28 条関係)

## 須坂市スポーツ少年団本部規程

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人須坂市体育協会（以下「本会」という。）定款第 28 条の規定に基づいて設置された須坂市スポーツ少年団に関することについて定める。

(SUZAKA JUNIOR SUPPORTS ASSOCIATION)

略称 (S J S A)

(目 的)

第 2 条 須坂市スポーツ少年団本部（以下「本部」という。）は、本会の目的に従い、市内のスポーツ少年団の普及と育成及び活動の活発化を図り、青少年のスポーツを振興し、心身の健全な育成を図ることを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. スポーツ少年団の育成指導と援助
2. スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活動
3. スポーツ少年団単位団等の組織化と育成指導
4. スポーツ少年団全市的行事の実施
5. スポーツ少年団体力テストを含む活動の普及指導
6. スポーツ少年団の登録と報告
7. 関係諸団体との連携
8. スポーツ少年団に関する調査研究並びに広報活動
9. その他前条の目的達成に必要な事業

(登 録)

第 4 条 本部の加入は、長野県スポーツ少年団並びに日本スポーツ少年団への登録をもって行う。

- 2 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

(組 織)

第 5 条 本部は、次の団体から選出された委員をもって組織し、その委員の数は右欄に掲げた数とする。

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 須坂市体育協会役員      | 若干名 |
| 2. 須坂市スポーツ少年団常任委員 | 若干名 |
| 3. 市内小学校体育主任      | 若干名 |
| 4. 中学校体育連盟（市内）    | 2 名 |
| 5. 高等学校体育連盟（市内）   | 1 名 |
| 6. 関係官公庁          | 4 名 |
| 7. 学識経験者          | 若干名 |

(役 員)

第 6 条 本部に次の役員を置く。

1. 本部長 1 名

2. 副本部長	若干名
3. 委員長	1 名
4. 副委員長	若干名
5. 常任委員	若干名
6. 委員	若干名 (第9条第4項による)
7. 会計	1 名
8. 監事	2 名

(本部長、副本部長)

第7条 本部長、副本部長は常任委員会で推挙し、総会の承認を得て本会会長がこれを委嘱する。

2 本部長は、本部を代表し、団務を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

(常任委員)

第8条 常任委員は、総会において選出し、本部長がこれを委嘱する。

2 前項のほか、本部長は総会に諮り、若干名の常任委員を委嘱することができる。

(委員長、副委員長、委員)

第9条 委員長、副委員長は常任委員会で選出して本部長が委嘱し、総会において報告する。

2 委員長は、本部長の命において、議決された事業を遂行する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代行する。

4 委員は、認定育成員、認定員、単位団代表者、教育関係者と常任委員会で選出された本会理事、代議員とし、本部長がこれを委嘱し、総会において報告する。

(会計、監事)

第10条 会計及び監事は、本部長が指名し、総会において報告する。

(役員任期)

第11条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期が満了しても後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(顧問、参与)

第12条 本部に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、本部長が推薦し、常任委員会の承認を得、団務の諮問に応じる。

(総会)

第13条 総会は、本部長、副本部長、常任委員、委員及び登録指導者をもって構成し、本部の事業計画、予算、事業報告、決算、その他本部長の付議した事項を議決する。

2 総会は、毎年1回以上開催し、本部長が招集し議長となる。

3 総会は、構成員の2分の1以上が出席しなければ開会することができない。

4 総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決め、可否同数のときは、議長がこれを決める。

(常任委員会)

第14条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、本部の団務を議決し執行する。

2 常任委員会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。

3 常任委員会の会議は、第13条第3項、第4項の規定を準用する。

(役員会)

第15条 役員会は、本部長、副本部長、正副委員長をもって構成し、年度計画に基づき実行する事業についての打ち合わせを行う事とする。

2 役員会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。

3 役員会の会議は、第13条第3項、第4項の規定を準用する。

(運営部会)

第16条 運営部会は、本部長、副本部長、委員長及び副委員長(総括・会計・部会長)をもって構成し、本部に関わる内外の事業に対しての基本打ち合わせを行う。

2 運営部会は、必要に応じて本部長が招集し、議長となる。

3 運営部会の会議は、第13条第3項、第4項の規定を準用する。

(専門部会)

第17条 本部に、総会の議決を経て必要な専門部会を設けることができる。

2 専門部会について、必要な事項は常任委員会の議決を経て、別に定める。

(会計年度)

第18条 総会において決定した事業計画並びに事業報告、予算及び決算は、本会の承認を得なければならない。

2 本部の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第19条 本部の事務局は、本会事務局内におく。

(規程の変更)

第20条 この規程は、総会において出席した構成員の3分の2以上の同意を得たのち、本会の理事会の承認を得て変更することができる。

附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。

## 須坂市スポーツ少年団本部専門部会規程

### (総 則)

第1条 須坂市スポーツ少年団本部規程第17条の規定に基づき、須坂市スポーツ少年団本部専門部会（以下「部会」という。）について必要な事項を定める。

### (部会の名称、定数及び担当)

第2条 部会の名称、定数及び担当は、別表のとおりとする。

### (目 的)

第3条 部会は、須坂市スポーツ少年団指導者をもって構成し、スポーツ少年団単位団相互の連携を図り、諸問題を研究討議し、スポーツ少年団の育成強化に努めると共に、須坂市青少年のスポーツ振興を図ることを目的とする。

### (役 員)

第4条 部会に次の役員を置く。

部 会 長	1 名	(副本部長が兼ねることができる)
副部会長	1 名	
部 会 員	若干名	

第5条 部会長、副部会長及び部会員は、常任委員会において選出し本部長がこれを委嘱する。

2 部会長は、部会を代表し、統括する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし、補欠のため就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第7条 部会は、必要に応じ部会長が招集し、議長となる。

2 部会の議決は、出席した部会員の過半数をもって決め、可否同数の時は、議長がこれを決める。

### (規程の変更)

第8条 この規程の変更は、常任委員会において行う。

### 附 則

この規程は、平成29年4月3日から施行する。



別 表

名 称	定 数	担 当
指導育成部会	10名以内 (認定育成員であることが望ましい)	須坂市スポーツ少年団本部規程 第3条中第1号、第2号及び第3号に関すること。
競技活動部会	各単位団ごとに1名 必要により2名 (認定員であることが望ましい)	須坂市スポーツ少年団本部規程 第3条中第4号及び第5号に関すること。
総務普及部会	10名以内 (認定育成員、認定員 及び事務担当者であることが望ましい。)	須坂市スポーツ少年団本部規程 第3条中第6号、第7号、第8号及び第9号に関すること。 並びに、他部会との調整などに関すること。
備 考	定数には部会長、副部会長は含まない。	

(定款第 39・40 条関係)

## 一般社団法人 須坂市体育協会会計処理規程

### 第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人 須坂市体育協会（以下「協会」という。）の経理に関する基準を定め、会計業務を正確かつ迅速に処理し、財政及び経営状況を明らかにして、経営の効率的運営と公益活動の向上を図ることを目的とする。

(会計の原則)

第 2 条 会計処理は、法令、定款及びこの規程に定めるもののほか、公益法人会計基準の定めるところによる。

(会計年度)

第 3 条 会計年度は、定款に定める事業年度に従い、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(会計区分)

第 4 条 会計は、必要と認めた場合には、会計区分を設ける。

2 特別会計は、事業遂行上必要のある場合に、会長が設ける。

(会計責任者)

第 5 条 会計責任者は、専務理事とする。

### 第 2 章 勘定科目及び帳簿

(勘定科目)

第 6 条 会計処理に必要な勘定科目等は、別に定める。

(会計帳簿)

第 7 条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 主要簿

ア 仕訳帳

イ 総勘定元帳

(2) 補助簿

ア 現金出納帳

イ 預金出納帳

ウ 収支予算管理帳

エ 固定資産台帳

オ 会費明細帳

カ その他会長が必要と認める帳簿

2 前項第 1 号の仕訳帳は、会計伝票をもって代えることができる。

(帳簿書類の保存期間)

第8条 会計帳簿、会計伝票等書類の保存期間は次の通りとする。

- (1) 予算決算書類 長期
- (2) 会計帳簿、会計伝票 10年
- (3) 証拠書類 10年
- (4) その他の会計書類 5年

2 前項の期間は、決算日の翌日から起算するものとする。

(会計伝票の作成)

第9条 当法人が行うすべての取引に関する記帳整理は会計伝票により行うものとする。

### 第3章 予算

(予算の目的)

第10条 予算は、各事業年度の事業計画に基づいて編成し、もって事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(予算の執行)

第11条 各事業年度における費用の支出は、収支予算書に基づいて行うものとする。

2 収支予算の執行者は専務理事とする。

(予算の流用)

第12条 支出予算の各科目間の金額は、相互に流用してはならない。ただし、専務理事が特に必要と認めた場合は、各科目相互間において流用することができる。

### 第4章 出納

(金銭の範囲)

第13条 この規程において金銭とは、現金（小切手、郵便為替証書、振替貯金証書及び官公署の支払通知書を含む。）、預金及び振替貯金をいう。

2 有価証券（金銭に属するものを除く。）は、金銭に準じて取り扱わなければならない。

(出納責任者)

第14条 金銭の出納及び保管に関する出納責任者は、事務局長とする。

(金銭の出納)

第15条 金銭の出納は、専務理事の承認印のある会計伝票に基づいて行わなければならない。

(金銭の収納)

第16条 金銭を収納したときは、出納責任者は、領収書を発行しなければならない。

(金銭の支払)

第17条 金銭の支払については、領収証を受け取らなければならない。ただし、所定の領収書を受取ることができない場合は、別に定める支払証明書をもってこれに代えることができる。

(支払方法の特例)

第18条 経費の性質上その他業務上特に必要があると会計責任者が認めるときは、資金前渡し、概算払又は前金払により支払うことができる。

(手持現金)

第 19 条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、必要最小限の手持ち現金を置くことができる。

(金銭の残高照合)

第 20 条 出納責任者は、次に定めるところにより、金銭の残高を照合しなければならない。

(1) 現金 毎日現金出納終了後その残高と帳簿残高との照合

(2) 預貯金 当該月末の預金残高と帳簿残高との照合

(現金過不足)

第 21 条 現金に過不足が生じた場合は、出納責任者は、遅滞なくその原因を調査し、その措置については会計責任者に報告して、その指示を受けなければならない。

## 第 5 章 決 算

(決 算)

第 22 条 決算は、毎会計年度における会計帳簿を整理し、その収支の結果を予算と比較し、実際の収支状況及び財産の増減状況並びに各会計年度末における財政状況を明らかにするものでなければならない。

(決算書類の作成)

第 23 条 会計責任者は、毎会計年度終了後、速やかに次の決算書類を作成し、会長に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表及び貸借対照表内訳表

(3) 正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表

(4) 財産目録

(収支計算書の作成)

第 24 条 収支の結果を予算と比較するために、収支計算書を作成しなければならない。

(監事及び定時総会への提出)

第 25 条 前条の決算書類は、監事の監査を受け、理事会の議決を経て、定時総会に提出しなければならない。

## 第 6 章 補 則

(雑 則)

第 26 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

(定款第 41 条関係)

**一般社団法人 須坂市体育協会**  
**特別会計「スポーツ振興資金積立基金」規程**

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、特別会計「スポーツ振興資金積立基金」(以下「基金」という。)の設置並びにその管理及び廃止について必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 この法人がスポーツの振興を図る特別事業実施等のためこの基金を設置する。

(基金の用途)

第 3 条 次の各号のいずれかに該当する場合に限り、この基金をその経費の財源に充てる。

- (1) 記念事業及び国体、オリンピック等開催に係る特別事業の経費
- (2) 災害又は経済事情の著しい変動により、財源が著しく不足する場合において、当該不足額を埋めるための経費
- (3) その他理事会が認め、総会で議決を得た場合

(積立金額)

第 4 条 基金として積み立てる額は、毎年歳入歳出予算で定める額の範囲内とする。

(運 用)

第 5 条 積立金に属する現金は、金融機関への預金、その他有価証券の買入れ等の最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。

(運用益の処理)

第 6 条 基金の運用から生ずる収益は、特別会計歳入歳出予算に計上して、当該基金に編入するものとする。

(基金の廃止)

第 7 条 この基金の廃止は、総会の議決をもって行う。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、この規定の施行に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

(定款第 45 条関係)

## 一般社団法人 須坂市体育協会事務局規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は本会定款第 45 条の規定により、須坂市体育協会事務局（以下「事務局」という。）の事務処理及び職員の給与等に関して必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第 2 条 事務局に次の職員をおき会長が委嘱する。

事務局長	1 名
事務局次長	1 名
書記	若干名

(職 務)

第 3 条 事務局長及び館長は会長の命を受け局務を掌理する。

- 2 事務局次長は事務局長を補佐し局長事故あるときはその職務を代行する。
- 3 書記は事務局長及び館長の命を受け局務を掌理する。

(決 裁)

第 4 条 事務局の事務処理は特に会長の指示を必要とするもののほかは専務理事（館長）の決裁を得るものとする。

(旅 費)

第 5 条 本会役員及び事務局職員の旅費は、須坂市職員等の旅費支給条例（昭和 63 年条例第 4 号）を準用する。この場合役員は市長等の相当職、事務局の職員は職員相当職とする。

(給与及び勤務条件等)

第 6 条 事務局職員の給与及び勤務条件等は、須坂市常勤的非常勤職員取扱規程（昭和 63 年訓令第 2 号）を準用するほか会長が別に定める。

附 則

この規程は平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

## 行事の共催及び後援等に関する取扱内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、一般社団法人須坂市体育協会（以下「本会」という。）が本会以外のものの行う体育関係行事を共催及び後援等を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この内規において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 行事 講演会、講習会、大会、スポーツ教室等の催しものをいう。
- (2) 共催 行事の企画または運営に参加し、共同主催者として責任の一部を負担することを言う。
- (3) 後援 行事の趣旨及び方法に賛同し、その開催を援助することをいう。
- (4) 協賛 行事の趣旨に賛意をあらわすものをいう。

(基 準)

第3条 本会が共催及び後援等を行う行事は、次の各項に掲げる基準を満たすものでなければならない。

### 1. 主催者についての基準

- (1) 国又は地方公共団体及び加盟団体が主催するもの。
- (2) 公益法人又はこれに類する団体が主催するもの。
- (3) (1)又は(2)に掲げる以外の団体で、次の2項の基準に該当するもの。

### 2. 行事の内容についての基準

- (1) 行事の内容が明らかに、体育振興及び普及に寄与するものであって、公益性があり、営利を目的としないものであること。
- (2) 行事の規模が市の全域に広くわたるものであること。

### 3. その他の基準

- (1) 主催者の存在及び行事計画が明確であり、かつ、社会的信用のある者であること。
- (2) 入場料、参加料を主催者が徴収するものについては、その算出について十分配慮がなされていること。
- (3) 政治活動又は宗教活動等と認められないものであること。

(申請及び承認)

第4条 本会の共催又は後援等を申請しようとする者は、所定の用紙を原則して行事開催日前30日までに、本会あて提出し承認を得るものとする。

附 則

この内規は、平成29年4月3日から施行する。

## 一般社団法人 須坂市体育協会慶弔規程

(目 的)

第1条 この規程は須坂市体育協会役職員（以下「役職員」という。）の相互扶助を基盤として慶弔の事業を行うことを目的とする。

(役職員)

第2条 この規程に定める役職員の範囲は会長、副会長、専務理事、常務理事、理事、代議員、監事の職にある者及び事務局職員とする。

(慶弔の範囲及び基準)

第3条 役職員が次の各号に該当するときは当該各号の定めるところにより慶弔金又は見舞金を贈るものとする。

(1) 死亡弔慰

イ 死亡したとき	10,000円	他花環一基
ロ 配偶者が死亡したとき	5,000円	他花環一基
ハ 父又は母が死亡したとき	3,000円	

(2) 疾病見舞金

役職員が罹傷又は罹病しその疾病が15日間を越える状況にあるとき  
3,000円

(3) 災害見舞

役職員の在家が火災その他の災害に罹災し相当の被害をうけたとき  
10,000円

(4) 結 婚

10,000円

(5) 前各号のほか特に必要と認める事項については予算の範囲内において常任理事会が定める。

(報 告)

第4条 前項による該当者が生じた場合、加盟団体は速やかに事務局に報告するものとする。

(その他)

第5条 この規程により慰問又は弔問を受けた者は、慣習による答礼は行わないものとする。

附 則

この規程は平成29年4月3日から施行する。



## 正会員(加盟団体)会計事務処理手引

### 1. 事業会計

#### (1) 予算の編成 ～事業計画書、予算書の作成～

正会員(以下「加盟団体」という。)の長は、毎年指定された期日までに翌年度の事業計画(案)並びに予算書(案)を作成し、体育協会事務局に1部提出する。収入支出予算科目の区分は別表のとおりとする。

#### (2) 予算の執行

会計担当者は、加盟団体の事業計画、予算の内容について充分検討し常に所属長と連絡を密にして、別表に区分した項、目、節により敏速に会計事務を処理する。

会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### (3) 収入支出処理方法と整理

会計担当者は、収入があったときは現金又は預金により保管し、現金出納帳に記載する。

また、経費を支出しようとするときは、現金出納帳に記載し、その支払を完了したときは、必ず証拠書類を添付しておかなければならない。

#### (4) 事業報告書、決算書の作成

会計担当者は、会計年度終了後すみやかに会計帳簿を締め切り決算書作成のうえ、所属長の決裁を受け、監事の監査に付し決算書を事業報告書と共に毎年指定された期日までに体育協会事務局に提出する。また、スポーツ振興資金積立金会計は残高を決算書に記載し、出し入れのわかる出納帳の写し、通帳の写しを必ず添付すること。

### 2. 事業実施の留意点

#### <会計管理>

- ・領収書等証明書類については各団体で保管し、照会、問合せの際に提示できるようにすること。
- ・審判員手当等の支払いについては、個人領収印又はサイン漏れのないように処理する。  
※スポーツ振興事業の手当の支払いに添付する際は**原本を提出し**、写しは保存すること。
- ・慶弔費等、やむを得ず領収書を徴することができない場合は、会長等に支払証明の確認を得る。
- ・事業報告、会計関係書類は5年間保管すること。

#### <事業計画・予算書>

- ・市民(会員)のニーズを把握し、積極的な参加を求める事業計画をすること。
- ・事業収支を計画するにあたり、適性かつ適切な経費算定に努めること。
- ・予算書の体協補助金額は**前年度交付額**を記載すること。
- ・スポーツ振興資金積立金を設ける際は「スポーツ振興資金積立基金」規程を作成すること。

#### <事業報告・決算書>

- ・スポーツ振興資金積立金は、予算書に基づくこと。
- ・繰越金については補助交付額の概ね20%を目安とする。

### 3. 事業会計関係 提出書類

事業名	提出書類関係	
<p><b>(一社)須坂市体育協会 主催 スポーツ大会補助事業</b></p> <p>送付日 3月下旬 提出日 4月下旬 (申請)</p>	<p>・申請時必要書類 ①スポーツ大会に関する補助事業補助金交付申請書 (Word) ②大会計画書 (Word) ③収入支出予算書 (Excel) ④大会要項 (大会開催 1 か月前まで)</p> <p>・報告時必要書類 ~大会終了後~ ①スポーツ大会に関する補助事業実績報告書 (Word) ②大会報告書 (Word) ③収入支出決算書 (Excel) ④パンフレット (結果つき) 2 部 ⑤大会風景写真 2 枚</p> <p>※関係書類4P~9P 参照</p>	
<p><b>(一社)須坂市体育協会 スポーツ振興事業</b></p> <p>・スポーツ指導者育成事業 ・選手育成強化事業 ・スポーツ教室開設事業 ・ジュニア育成事業</p> <p>送付日 10月下旬 提出日 11月下旬 (申請)</p>	<p>・申請時必要書類 ①スポーツ振興事業補助金交付申請書 ②スポーツ振興事業補助金所要額調 ③事業実施計画書 ④収入支出予算書</p> <p>・報告時必要書類 ~事業終了後~ ①スポーツ振興事業実績報告書 (補助金精算書) ②事業実施報告書 ③収入支出決算書 (手当等 領収書コピー添付) ④事業実施成果報告書 ⑤その他参考資料 ( 開催要項、募集通知、参加者名簿、テキストパンフレット、写真等 )</p> <p>■ジュニア育成事業~全国大会等出場に関する激励金交付~ ①ジュニア育成事業に伴う全国大会出場者連絡票 ②ジュニア育成事業に伴う全国大会等出場結果報告書</p> <p>※須坂市体育協会スポーツ振興事業規程集参照</p>	
<p><b>その他 長野県体育協会 スポーツ振興事業</b></p> <p>・スポーツ教室開設事業 ・スポーツ大会開設事業 ・大規模スポーツ大会事業</p> <p>送付日 4月下旬 提出日 5月中旬 (申請)</p>	<p>※詳細については長野県体育協会より送付される交付規程に基づく</p>	
<p><b>事業計画・予算書</b> 送付日 1月中旬 提出日 2月下旬</p>	<p><b>事業報告・決算書</b> 送付日 2月下旬 提出日 4月中旬</p>	<p><b>補助金振込(大会、市振興事業含)</b> 口座確認 3月下旬 口座振込 4月下旬</p>

## 手当・旅費等支出基準

加盟団体の諸手当、旅費、日当及び会議後の懇親会費等については、次の基準によって支出し、領収書を添付して処理する。

### 1. 手 当

#### (1) スポーツ大会等の役員手当

大会役員等の手当については、大会当日に大会運営に当たった者に対してのみ支給することを原則とし、その額は1日につき3,000円以内とする。

#### (2) 大会等事前準備の手当

役員等の事前準備の手当てについては、事前に準備をしておかなければならない大会等については、その加盟団体内の申し合わせにより手当を支給し、その額は1日につき3,000円以内とする。

#### (3) 指導者手当

一年間を通して実施している指導者については、1回につき2,000円以内とし、教室等1コースを定めて実施する事業については、1日につき2,000円以内を原則として支給することができる。

### 2. 旅費及び日当

(1) 須坂市内における大会、会議には原則として旅費、日当は支給しない。ただし、片道3キロメートル地点以遠の目的地に旅行した場合、車賃を旅費として支給することができる。その車賃は下記により算出する。

① 電車の運行されている地については電車賃実費とする。

② 前号以外の地でバスの運行されている地については、バス賃実費とする。

③ 電車、バスにより難しい場合は、目的地に至る経路のうち一般に利用しうる最短の経路による、電車、バス賃相当額とする。

(2) 須坂市以外県内における大会、会議には旅費、日当は距離等に応じて次の基準による。

① 自家用車の使用については、ガソリン代相当額を旅費として支給する。

② 自家用車に大勢同乗して行く場合も同様とし、運転者に謝礼を支給したときは、謝礼分は報償費の謝金で処理する。

③ 交通機関利用の場合は、実費交通費以内を旅費として支給する。

④ 高速道使用料金は領収書を添付して使用料で処理する。

⑤ 日当を必要とする出張等については、昼食代を含めて3,000円以内を旅費として支給する。

(3) 県外出張については、前記に準じて各加盟団体において、適宜定め旅費として支給する。

### 3. 会議の懇親会費

市体協主催または県協会等関係団体の、会議終了後の懇親会における会費については、会場で発行する領収書を添付して負担金として処理する。

### 4. 電話料

会員等の連絡に使用した電話料は、通信費で処理する。

### 附 則

この手引きは平成29年4月3日から施行する。

(別表)

## 予算の項・目・節の区分

### 収入

目	節	積算基礎及び説明（※必ず明記してください）
1. 会費	普通会費	月会費、年会費、入会金等
	登録会費	県協会等に登録するために会員から納入された登録会費
	特別会費	会議等の開催に際して納入された会費
2. 参加料		各競技大会等、諸事業の参加料
3. 補助金	市体協補助金	須崎市体育協会からの補助金（前年度交付額）
	大会補助金	須崎市からのスポーツ大会共催補助金
	市スポーツ振興	須崎市体育協会からのスポーツ振興事業
	県スポーツ振興	長野県体育協会からのスポーツ振興事業
	団体補助金	各種団体からのスポーツ大会等の共催又は後援等による補助金
4. 寄付金		各種大会等、諸事業等に対する寄付金
5. 諸収入	広告料	大会パンフレット等の広告収入
	指導料	市、体育協会等主催のスポーツ教室の指導料。審査会等の審査料
	預金利子	大会事業等の来賓からの祝儀等
	雑収入	
6. 繰入金		スポーツ振興資金積立金より
繰越金		前年度からの繰越金

## 支出

目	節	積算基礎及び説明（※必ず明記してください）
1. 報償費	手 当	大会等の審査員、補助員に対する手当。指導者等の手当
	賞品費	大会賞品、参加賞等
	謝 金	各種謝金
2. 旅 費		各種大会、会議等参加出席の旅費、日当
3. 需用費	消耗品費	事務用品及びスポーツ用品で消耗的なもの
	食糧費	大会役員等の昼食代、会議の飲食費用等
	印刷費	大会要項、プログラム印刷等、コピー代
	修膳料	備品等の修理
4. 役務費	郵便料	切手、ハガキ
	通信費	電話料
	手数料	振込手数料
	保険料	スポーツ保険等
5. 使用料 及び賃借料	施設使用料	体育館・グラウンド等の施設使用料
	その他使用料	高速道等の使用料
	賃借料	自動車借り上げ料等
6. 備品費	備品購入費	1万円以上の備品で3年以上の耐用年数があるもの
7. 負担金	負担金	県協会等の負担金、市体協表彰式・祝賀会会費等
	補助金	スポーツ団体等への補助金
	登録料	県協会等への登録料
	参加料	各種大会等の参加料
8. 雑 費	広告料	新聞等広告料
	強化費	選手特別強化費、スポーツ少年団強化費等
	交際費	祝儀、慶弔費等
	雑 費	
9. 積立金		ｽﾎｰｯ振興資金積立金（記念事業、大会開催に係る経費等）

一般社団法人 須坂市体育協会

〒382-0028

須坂市臥竜六丁目 25 番 1 号

TEL026-248-0892 // FAX026-248-0922

E-mail: [suzakataikyo@stvnnet.home.ne.jp](mailto:suzakataikyo@stvnnet.home.ne.jp)

E-mail: [suzakasuposyo@stvnnet.home.ne.jp](mailto:suzakasuposyo@stvnnet.home.ne.jp)

<http://suzakataikyo.com/>

須坂市勤労青少年ホーム創造の家

TEL026-248-0393 // FAX026-248-0922

E-mail: [suzakasouzou@stvnnet.home.ne.jp](mailto:suzakasouzou@stvnnet.home.ne.jp)